

設 置 の 手 続

■ 設置要望書が必要です

設置の計画がある場合には 設置計画の概略（設置年度
建設予定地 建物の構造規模 建設資金計画 設置事由
その他必要な事項）を記載した所定様式による要望書を
毎年11月末日までに 労働大臣あて提出してください（設置
主体が市である場合は 都道府県知事の副申を添付する
ことになっています）

■ 補助金交付申請書が必要です

補助金交付を受けようとするものは 補助金交付申請書
を所定の様式により 労働大臣あてに提出することにな
ります

◇ 詳細については 下記へお問合せください

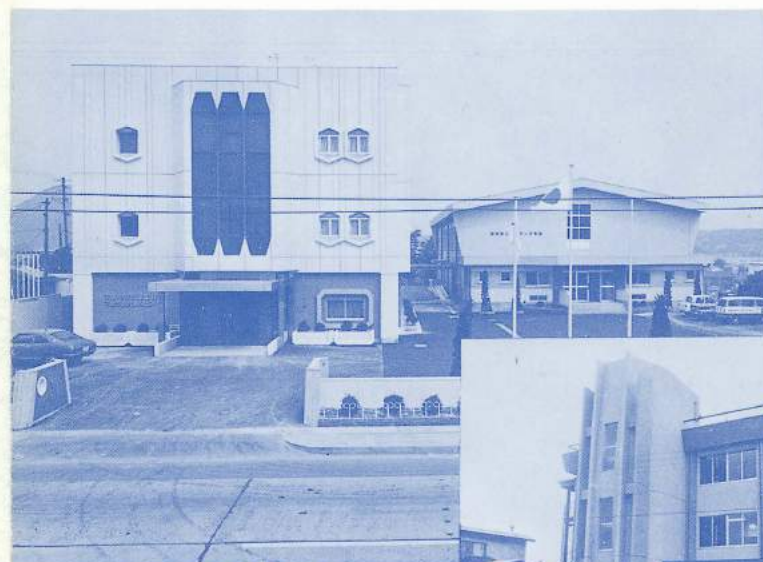
- 労働省婦人少年局婦人労働課
東京都千代田区大手町1の3の1
電話（211）7451
（内線 258～260）

- 婦人少年室
- 都道府県労働福祉主管課

勤労婦人のための福祉施設

〈働く婦人の家〉
〈勤労婦人センター〉

ごあんない



（下関市勤労婦人センター）



（青森市働く婦人の家）

労働省婦人少年局

1975年

働く婦人の家は 勤労婦人センター

- どちらも
勤労婦人福祉法にいう 働く婦人の家です
- 主として福祉施設に恵まれない中小企業等に働く婦人のために福祉に関する事業を総合的に行う施設です
- 働く婦人の家は主に中小都市向けに
勤労婦人センターは勤労婦人が特に多い地域に設置されるものです
- 働く婦人の家
勤労婦人センター では
職業生活や 家庭生活に必要な種々の援助を行います
そして 教養 憩い レクリエーション
の場となります
- 勤労者家庭の主婦も利用できます

勤労婦人福祉法

(第13条) 地方公共団体は必要に応じ働く婦人の家を設置するように努めなければならない

- 2 働く婦人の家は 勤労婦人に対して 各種の相談に応じ 及び必要な指導 講習 実習等を行ない 並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする
- 3 労働大臣は 働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする

施設の運営

- 地方公共団体は
施設の利用方法 その他運営に関する基本的なことを 条例・規則等で定めておかなければなりません

運営を円滑に行うため 学識経験者 関係行政機関の職員 働く婦人の家を利用する勤労婦人の代表等を委員とする運営委員会を 設ける必要があります

- 施設には
館長 働く婦人の家指導員 保母等の専門職員や 事務職員等をおくことになっています

勤労婦人福祉法

(第14条) 働く婦人の家には 勤労婦人に対する相談及び指導の業務を担当する職員(働く婦人の家指導員)を置くように努めなければならない

- 2 働く婦人の家指導員は その業務について熱意と識見を有し かつ 労働大臣が定める資格を有する者のうちから 選任するものとする

施設ではこのような事業をします

働く婦人の家

- 家庭管理 生活設計 消費経済 衣食住や育児などについての知識をたかめるための指導をします
- いろいろな相談に応じます
- 職業生活と家庭生活の調和をはかるために必要な知識を得たり教養を高めるための講習会や 座談会 講演会を行います
- グループ活動 クラブ活動の 指導 援助をします
- レクリエーション 休養 話合いの場となります
- 資料や器具などの展示をします
- 託児室では 働く婦人の家を利用されるお母さん方が 講習会や サークル活動に参加されている間 子供を預かります

勤労婦人センター

勤労婦人センターでは 働く婦人の家と同じ事業を行いますが それらに加えて 次の事業が大きな特色となっています

- 勤労婦人の学令児に対して下校後の遊びや学習等の場を提供します
- 勤労婦人や子供が軽いスポーツや美容体操などを楽しめる施設 設備を提供します



フラワーデザイン講習会

料理講習会



生花講習会



談話室風景



婦人週間会議の一コマ

託児風景

施設の設置について

設置運営主体

施設は 地方公共団体が設置し運営することになっています

施設の基準

	構 造	規 模	内 部 設 備
働く婦人の家	○鉄骨造り ○鉄筋コンクリート造り ○鉄骨・鉄筋コンクリート造り	延 600㎡ 以上	相談室 談話室 図書室 託児室 講習室 割ばう室 宿泊室 その他
勤労婦人センター	○鉄筋コンクリート造り ○鉄骨・鉄筋コンクリート造り	延 1000㎡ 以上	相談室 談話室 図書室 託児室 講習室 割ばう室 宿泊室 学童学習室 軽運動室 その他

国庫補助

設置費の国庫補助は 「働く婦人の家」は 1000万円
「勤労婦人センター」は 1750 万円の 定額補助です

その他の援助措置

- 設置主体が「市」の場合には通常都道府県からも国庫補助と同額程度の補助を受けています
- 「中小企業退職金共済事業団資金」による地方債の引受けが利用できます
- なお 大都市等 土地確保の困難な地方公共団体においては施設の利用に支障のない場合に限り合築が認められます

施設設置一覧

県 名	働 く 婦 人 の 家	勤労婦人センター
北 海 道	苫小牧市婦人ホーム 帯広市婦人センター 室蘭市勤労婦人センター 函館市働く婦人の家 名寄市働く婦人の家 北見市働く婦人の家 留萌市働く婦人の家	小樽市勤労婦人センター
青 森	青森市働く婦人の家	
岩 手	盛岡市働く婦人の家 一関市働く婦人の家	
宮 城	石巻市働く婦人の家 泉市働く婦人の家 白石市働く婦人の家	
秋 田	大曲市働く婦人の家 仁賀保町働く婦人の家	
山 形		
福 島	郡山市働く婦人の家	
茨 城	日立市婦人の家	水戸市勤労婦人センター
栃 木	栃木市働く婦人の家	
群 馬	群馬県立働く婦人の家	
埼 玉	川越市婦人会館 埼玉県坂戸勤労婦人ホーム 埼玉県与野働く婦人の家 ※埼玉県大宮勤 労婦人ホーム ※埼玉県戸田勤労婦人ホーム ※埼玉県羽生勤労婦人ホーム ※埼玉県春 日部勤労婦人ホーム ※埼玉県加須勤労婦人ホーム	
千 葉		
東 京	八王子市婦人センター	
神 奈 川	神奈川県勤労婦人会館	
新 潟	見附市働く婦人の家	
富 山	高岡市働く婦人の家 氷見市働く婦人の家	
石 川	宇ノ気町働く婦人の家 七尾市婦人センター 松任市働く婦人の家	
福 井	鯖江市勤労婦人会館 敦賀市働く婦人の家 春江町働く婦人の家	
山 梨	山梨市働く婦人の家	
長 野	岡谷市婦人の家 松本市働く婦人の家 須坂市働く婦人の家	
岐 阜		
静 岡	三島市働く婦人の家	
愛 知	愛知県尾西勤労婦人ホーム 岡崎市勤労婦人会館 西尾市働く婦人の家	名古屋市勤労婦人センター
三 重		
滋 賀		

県 名	働 く 婦 人 の 家	勤労婦人センター
京 都		
大 阪	大阪府立勤労婦人ホーム	吹田市勤労婦人センター 大阪市勤労婦人センター
兵 庫	西脇市働く婦人の家 神戸市立働く婦人の家 伊丹市働く婦人の家	尼崎市勤労婦人センター
奈 良		
和 歌 山	和歌山県立働く婦人の家	
鳥 取	鳥取市働く婦人の家	
島 根		
岡 山	倉敷市立児島働く婦人の家	
広 島	福山市婦人福祉センター	
山 口		下関市勤労婦人センター
徳 島		
香 川	白鳥町働く婦人の家	
愛 媛	今治市働く婦人の家	
高 知		
福 岡	北九州市立婦人の家	久留米市勤労婦人センター
佐 賀	唐津市働く婦人の家	
長 崎		
熊 本		熊本市勤労婦人センター
大 分	別府市婦人会館	
宮 崎		
鹿 児 島		
沖 縄		
備 考	● 設置一覧は 49年度末現在のものである ● ※は県単独設置のものである	